

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

## 専決第 2 号

### 損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和 7 年 1 月 2 0 日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

#### 1 相手方

乙訓消防組合長岡京消防署

#### 2 事故の概要

令和 6 年 1 2 月 9 日午前 9 時 3 5 分頃、公用車が長岡京市開田 1 丁目付近の長岡京市役所第 2 駐車場で駐車しようとした際、駐車していた貨物自動車に接触したものである。貨物自動車の右前方ミラーと公用車の左後方が接触し、貨物自動車のミラーが破損。なお、怪我をした者はなかった。

#### 3 損害賠償の額

2 0 , 5 7 0 円